発行に関する株主総会若しくは取締役会の議事録又は執行役の決定があったことを証する書類の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　株式交付子会社の商号及び住所

二　株式交付に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

三　株式交付子会社の株式の譲渡人に対する社債の割当てに関する事項

四　株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容（当該新株予約権等の対価の全部又は一部として社債を交付する場合に限る。次号において同じ。）

五　前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の会社の社債の割当てに関する事項

六　株式交付がその効力を生ずる日

七　株式交付に際して社債を発行しようとする理由

（関西国際空港株式会社及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　関西国際空港株式会社及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（株式交換又は株式交付に際しての社債の発行の認可の申請） **第十二条**　会社は、法第二十三条第一項の規定により株式交換に際しての社債の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。	（株式交換に際しての社債の発行の認可の申請） **第十二条**　会社は、法第二十三条第一項の規定により株式交換に際しての社債の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
一　株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の商号及び住所	一　株式交換完全子会社の商号及び住所
二～五　（略）	二～五　（略）
2　会社は、法第二十三条第一項の規定により株式交付に際しての社債の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交付に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。	（新設）
一　会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社（以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所	
二　株式交付に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法	
三　株式交付子会社の株式の譲渡人に対する社債の割当てに関する事項	
四　株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容（当該新株予約権等の対価の全部又は一部として社債を交付する場合に限る。次号において同じ。）	
五　前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の会社の社債の割当てに関する事項	
六　株式交付がその効力を生ずる日	
七　株式交付に際して社債を発行しようとする理由	
3　前二項の規定は、指定会社が法第二十三条第三項において準用する同条第一項の規定により株式交換又は株式交付に際しての社債の発行の認可を受けようとする場合について準用する。	2　前項の規定は、指定会社が法第二十三条第三項において準用する同条第一項の規定により株式交換に際しての社債の発行の認可を受けようとする場合について準用する。

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。